

令和 8 年 3 月八戸市議会定例会

# 提 出 議 案

( そ の 2 )

### 3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第61号	令和7年度八戸市一般会計補正予算 .....	別冊
議案第62号	八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する 条例の制定について .....	3

議案第62号

八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月23日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

農業経営振興センターの事業の見直しに伴い、農業生産振興センターに改称するためのものである。

## 八戸市農業経営振興センター条例の一部を改正する条例

八戸市農業経営振興センター条例（平成11年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 八戸市農業生産振興センター条例

第1条中「農業経営の振興」を「農作物の生産振興」に、「農業経営振興センター」を「農業生産振興センター」に改める。

第2条の見出し中「農業経営振興センター」を「農業生産振興センター」に改め、同条中「農業経営振興センターの」を「農業生産振興センターの」に改め、同条第1号中「八戸市農業経営振興センター」を「八戸市農業生産振興センター」に改める。

第3条中「八戸市農業経営振興センター」を「八戸市農業生産振興センター」に、「農業経営振興センター」を「センター」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「農業経営の振興に関すること。」を「市長が必要と認める事業」に改め、同号を同条第5号とする。

第4条から第6条まで、第7条第1項、第10条、第11条、第12条第1項、第13条第2号及び第15条中「農業経営振興センター」を「センター」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。